

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第2号

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年静岡県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 知事の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、<u>皮膚かいよ</u>等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</p> <p>カ～ス（略）</p> <p>(3) 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>チェンソー、ブツシユクリーナー、さく岩機</u>等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害</p> <p>エ・オ（略）</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>(7) がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる</p>	<p>別表第1（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 知事の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、<u>皮膚潰瘍等</u>の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</p> <p>カ～ス（略）</p> <p>(3) 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>チェンソー、ブツシユクリーナー、削岩機</u>等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害</p> <p>エ・オ（略）</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>(7) がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる</p>

疾病及びこれらに付随する疾病

ア ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

イ ペーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

ウ 四-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

エ 四-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

オ～キ (略)

ク 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

ケ (略)

コ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん

サ (略)

シ 一・二-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

ス (略)

セ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ

ソ すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

タ アからソまでに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの原因かな疾病

(8)～(10) (略)

疾病及びこれらに付随する疾病

ア ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

イ ペーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

ウ 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

エ 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

オ～キ (略)

ク 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫

ケ (略)

コ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん

サ 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

シ (略)

ス 1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

セ (略)

ソ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫

タ すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

チ アからタまでに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの原因かな疾病

(8)～(10) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。